

## 令和6年度第1回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

|      |   |
|------|---|
| 日 時  | 令和6年6月21日（金） 午前10時から午前11時50分まで  |
| 場 所  | 江別市民会館 37号  |
| 出席委員 | 林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、森田 弘之、白石 ゆかり、鹿島 聡美（6名）  |
| 欠席委員 | 菅 しおり（1名）   |
| 事務局  | 健康福祉部長 岩淵 淑仁、健康福祉部次長 四條 省人、<br>介護保険課長 星野 崇志、地域支援事業担当参事 山本 彩子、<br>障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉係長 飯塚 修義、<br>地域支援事業担当主査 竹本 真祐、高齢福祉係長 川合 彩、<br>高齢福祉係主任 松居 早織（9名）   |
| 受任者  | 江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、<br>主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名）   |
| 傍聴者  | なし  |
| 議 事  | (1) 報告事項<br>ア 令和5年度中核機関の運営状況について 【資料1】<br>イ 令和5年度中核機関の受任調整等の状況について 【資料2】<br>ウ 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針について 【資料3】<br><br>(2) 協議事項<br>ア 令和6年度中核機関（江別市成年後見支援センター）<br>運営業務等事業計画書（案）について 【資料4】<br>イ 第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について 【資料5】 |

### 議事概要

#### 【1 開会】

##### ○星野介護保険課長

それでは時間前ではございますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思えます。本日はお忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。はじめに、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

#### 【2 健康福祉部長挨拶】

##### ○岩淵健康福祉部長 挨拶

#### 【3 各委員及び事務局・江別市成年後見支援センター職員紹介】

##### ○星野介護保険課長

次に、委員の皆様をご紹介します。

おひとりずつお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様から一言ご挨拶をお願いします。

##### 【委員紹介（1名欠席）】

以上7名の方々が、本協議会委員の皆様です。

続いて、事務局職員をご紹介します。

##### （事務局職員紹介）

本日の事務局職員の出席は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。  
続いて、江別市成年後見支援センターの職員を紹介いたします。

(センター職員紹介)

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。

本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場であります。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言をいただきますようお願いいたします。

また、本会議の議事録であります。各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することになっており、本会議の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様に送付させていただき、必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、本会議の成立についてご報告いたします。

江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることを報告いたします。

続いて、本日の資料を確認いたします。

資料については、事前にお送りしている次第及び資料1～5のほか、机上に座席表を配付させていただいております。不足のある方は、事務局までお申し出ください。

以降、次第に従い議事に入りますが、まずは次第4「会長の選出」を行います。会長が選出されるまでは、健康福祉部長が仮議長となって進めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### 【4 会長の選出及び職務代理者の指名】

##### ○岩淵健康福祉部長

それでは、仮議長として次第4「会長の選出」について、進行させていただきます。

会長の選出につきましては、江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱第5条第1項により、「委員の互選」となっております。委員の皆様から、推薦などご意見ありましたら、お願いいたします。

##### ○大桃委員

令和6年3月まで本協議会の会長を長らく務め、会の運営を円滑に進められた、林委員を推薦いたします。

##### ○岩淵健康福祉部長

大桃委員のご提案といたしまして、林委員が会長に適任との案ですが、他にご意見はございませんか。

(なし)

他にご意見がないようですので、林委員に会長をお願いすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

林委員、ご承諾いただけますでしょうか。

(林委員 承諾)

それでは要綱に基づき、林委員を会長とすることに決定いたしました。林委員には会長席に移動していただいた上で、一言ご挨拶をお願いいたします。

##### ○林会長 挨拶

### ○岩淵健康福祉部長

ありがとうございます。会長が就任いたしましたので、次第4のうち「職務代理者の指名」から、進行は要綱に従い、会長をお願いいたします

### ○林会長

まず、次第4「職務代理者の指名」について、要綱第5条第3項に基づき、会長の私から指名します。

職務代理者として、小泉委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(小泉委員 承諾)

それでは、次第に基づき順次進めてまいります。

次第5議事(1)報告事項のア「令和5年度中核機関の運営状況について」、事務局から報告を求めます。

### ○川合高齢福祉係長

それでは当職からご報告いたします。「(1)令和5年度中核機関の運営状況について」、資料1の1頁をご覧ください。こちらの資料は、運営状況の3か年比較となっており、主な項目について、令和3年度から令和5年度までの数字を記載しています。

項目1「相談等の状況」(1)「のべ相談件数」について、令和5年度は649件となっており、令和4年度の704件と比較し、やや減少しておりますが、各新規相談件数については、(1)「のべ件数」は133件、(2)「実相談件数」は125件、(3)「相談件数(相談内容別)」が214件であり、相談内容別を除き、ほぼ横ばい、または若干の増となっております。「のべ相談件数」の前年度との差は、案件内容による継続件数の差となっております。

続いて、項目2「支援等の状況」(1)「申立ての状況」について、こちらは江別市成年後見支援センター(以下「センター」という。)で申立て支援に携わった件数です。

令和5年度は、後見18件、保佐1件、補助0件、計19件となっております。

また、令和5年度実績から「辞任・選任申立て」の欄を追加いたしました。こちらは、後見人が亡くなった、高齢になったことなどを理由に、申立てしたものとなります。

次に、(2)「活動状況」について、こちらは、法人受任案件について活動したのべ件数です。センター職員の活動件数は、令和5年度が618件で、令和4年度とほぼ横ばいとなっております。

一方、後見支援員の活動件数は、令和5年度は229件であり、令和4年度と比べ、やや増加しています。昨年度同様、職員が直接対応することが多いものの、後見支援員の活動の幅が広がってきています。

引き続き、市民後見人のスキルアップを図り、より一層活動の範囲を広げられるような体制整備を進めていければと考えています。

続いて、(3)「支援対象者の状況」について、こちらは令和5年度末時点で15名となっており、継続的に相談を受けていて申立て等の支援が必要な方の人数となります。資料1、1頁の報告は以上です。

続いて、資料2頁をご覧ください。こちらは、令和5年度実績の内訳となります。時間の都合もございますので、主な内容を抜粋してご報告いたします。

項目1「相談等の状況」(1)「相談件数」について、相談者別の内訳は①から⑮までの項目に分けて計上しています。

最も多かった項目は、②「親族」131件、次に⑫「弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職」87件、続いて①「本人」及び⑪「医療機関」となります。

②「親族」からの相談では、最近の傾向として同居家族が認知症になってしまい、今後について不安を感じ、相談される事例が多いです。こうした場合は、介護サービスなど必要な手続きをご案内し、本人の生活をサポートしています。

また、令和5年度は③「成年後見人等」の項目も増加しており、親族後見人や市民後見人

のほか、法律職から施設入所など、本人の身上保護に関する相談が寄せられています。

次に、(2)「相談件数(相談内容別)」について、昨年同様、①「法定後見」に関する相談が94件と最も多かったです。

また、「その他」について、最近は成年後見制度に限らず、死後事務や施設入所、生活保護の申請の問い合わせなど広くセンターに相談が寄せられています。

引き続き、3頁をご覧ください。項目2「支援等の状況」(2)活動状況について、法人受任している案件の活動状況内訳になります。

上段のセンター職員の活動で最も多い項目は、②「財産管理」300件、次に③「各種契約、手続き等」が153件となっています。

下段の後見支援員の活動では、⑥「定期訪問・支援」が224件であり、定期的に被後見人等のところに訪れて本人の状況を確認するほか、一定の金銭を渡すなどの活動が中心となります。

続いて、4頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」について、こちらはセンターが実施する市民への成年後見制度の普及啓発活動や、市民後見人候補者への研修の活動状況となります。

(1)「成年後見制度普及啓発」について、毎年、年1回市民向けに講演会を実施しており、令和5年度は、11月11日に大桃委員を講師として、成年後見制度の概要や、具体的な事例を通して、本人やご家族が抱える課題や、それに対する対応などをご説明いただきました。138名の皆様にご参加いただきました。

参加者からの質疑も非常に多く、もっと詳しい話が聴きたいという意見が寄せられるなど、大変好評でした。

(2)「市民後見人フォローアップ研修」について、毎年、年2回の研修を実施しております。

前回協議会でもご報告しましたとおり、昨年6月7日に1回目を開催、25名が参加されました。研修内容は、主に市民後見人が個人受任に向け、具体的なイメージが持てるよう業務内容や、死後事務対応を学びました。

続いて、2回目は12月12日に実施し、23名が参加されました。昨年度に引き続き、東京大学大学院の東特任専門職員を講師として、主に国の制度動向やチーム支援について、ご説明いただきました。

また、同大学院の地域貢献推進プロジェクトに携わる、佐々木佐織氏から、グループワークを通して、意思決定支援や関係機関との情報共有の大切さを学びました。

今後とも、年2回の研修を通して、市民後見人のスキルアップを図ってまいります。

センターの運営状況報告は以上です。

## ○林会長

それでは今の説明について、委員の方から何かご質問等ございますか。

(質疑なし)

それでは、次に報告事項イ「令和5年度中核機関の受任調整等の状況について」、事務局から報告願います。

## ○平塚主任相談支援員

資料2、5頁をご覧ください。第1回は、1件受任調整会議に諮っています。

対象者は、88歳女性で、元々サービス付き高齢者住宅に入居していましたが、入院し、入院中に相談があったケースとなります。長谷川式の点数は3点でした。

概要について、本人が認知症で診断書類が後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立方法は親族申立てとなります。後見人候補者は社協で申立てをし、社協が受任しています。

第2回は、1件会議に諮っています。対象者は、58歳男性、障がい者支援施設に入所してい

ます。

概要について、知的障がいのある方で、診断書類型は後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立方法は辞任・選任申立となります。この方は、元々母が後見人でしたが、高齢になって、後見事務ができないということで、社協が選任の候補者となって申立てを行い、社協で受任しています。

第3回は、2件会議に諮っています。1件目は47歳男性、障がい者支援施設に入所しています。概要について、知的障がいのある方で、診断書類型は後見となります。この方も先程と同様に、元々母が後見人でしたが、高齢となり後見事務ができないということで、社協が候補者となり申立てをし、社協が受任しています。

2件目は、96歳女性で入院中の方です。概要について、認知症と脳梗塞で、診断書類型は後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立て方法は親族申立て、後見人は社協が候補者となって、社協が受任しています。

第4回は、2件会議に諮っています。1件目は、94歳女性で特養に入所待機のためショートステイを利用していた方で、長谷川式は10点の方です。

概要について、認知症で診断書類型は後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立方法は親族申立て、社協が候補者で申立てをし、社協が受任しています。

2件目は、82歳女性で特養入所中であり、長谷川式が10点の方です。

概要について、認知症で診断書類型は後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立方法は親族申立て、社協が候補者で申立てをし、社協が受任しています。

第5回は、3件会議に諮っています。1件目は、58歳男性、障がい者支援施設に入所している方です。

概要について、知的障がいのある方で、診断書類型は後見となります。協議結果について、市外転出が決まり、そちらで生活することになったため、当協議会は辞任し、転出先の社協に選任申立てをしました。

2件目は、79歳男性、住宅型有料老人ホームに入居している方で、長谷川式が12点の方です。

概要について、認知症で診断書類型は後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立方法は市長申立てとなります。候補者は市民後見人で申立てをし、市民後見人が受任しています。

3件目は、73歳女性、住宅型有料老人ホームに入居しており、長谷川式が10点の方です。

概要について、アルツハイマー型認知症で診断書類型は後見となります。協議結果について、制度利用は適当、申立方法は親族申立て、社協が候補者で申立てをし、社協が受任しています。以上、5回受任調整会議を実施し、9件会議に諮っています。

続いて6頁をご覧ください。項目2「成年後見人等の受任状況」について、(1)「受任状況」は、法律職が4件、福祉職が3件、その他専門職2件、社協6件、市民後見人1件となります。

次に、令和6年3月末時点の社協の法人後見受任件数は、24件となります。

また、市民後見人の受任件数は、3件となります。以上です。

## ○林会長

どうもありがとうございます。受任調整等の状況について報告がありましたが、何かご質問などございましたでしょうか。

## ○森田委員

再度確認でしたが、障がいのある方の受任調整について、申立方法が辞任・選任ということですが、どういう辞任で社協の方に選任された案件なのか、内容を聞かせていただければと思います。

○平塚主任相談支援員

この方は、母が元々後見人でしたが、ご高齢になったため後見事務ができないという相談が、母から施設にあって、施設から社協に相談があり、母・施設職員と面談をして、社協が後見人を受けることになりました。

2件目の方も、ほぼ同様の案件となります。

○林会長

他にございますか。

○大桃委員

第5回に、市長申立てをした案件がありますが、大体市長申立てをする場合、現在申立てまでの期間はどのくらいかかりますか。

○川合高齢福祉係長

身寄りのない方の場合、2か月以内に申立てできることもありますが、ご高齢で親族関係が複雑な方は、複数の自治体に戸籍を郵送で請求するため、3か月から4か月程度かかる場合もあります。

ただ、最近戸籍証明書等の広域交付が始まり、江別の窓口で他自治体の証明書を請求することができるようになったため、すでに亡くなっている方の親族状況は、早めに確認できるようになると思います。

○大桃委員

市長申立てを行うと決まってから、動き出す形になりますか。事前に何かされていますか。

○川合高齢福祉係長

事前にセンターや関係機関の方が、本人から聞き取った内容で、どういう親族関係かは概ねわかりますが、戸籍を見ると複雑な親族関係である場合は多いです。

○平塚主任相談支援員

補足説明すると、基本的にセンターが、全て基本情報と財産関係、診断書を含めた資料を集めて、市に市長申立ての申請書を提出します。そこから、市で動き出して、概ね申請書出してから、最近は1か月から2か月程度で、市から家裁に提出してもらっている状況です。

○大桃委員

わかりました。ありがとうございます。

○林会長

他にございますか。

○鹿島委員

候補者を社協か市民後見人、どちらにするか基準はありますか。

○平塚主任相談支援員

極力負担のない案件は、市民後見人と考えています。また、社協で受けることができそうなものは社協で受けています。

○鹿島委員

長谷川式の結果を踏まえてということでしょうか。

○平塚主任相談支援員

いいえ、長谷川式の点数等は全く関係なくて、どちらかというとな本人のキャラクターやご家族、後見人になった後、やらなければならないことを、市民後見人ができるかどうかということ踏まえて、やや心配な案件は、社協が受けるようにしています。その上で、市民後見人の受任が可能だと思う案件は、市民後見人に打診し、了承があれば、候補者になってもらう、という流れです。

○林会長

他にございますか。

○小泉委員

2点ご質問がございます。

1点目は、表の見方がわかっておらず申し訳なかったのですが、市長申立ての件数は、1頁の表に記載された件数が総件数ということでしょうか。

○川合高齢福祉係長

センターが市長申立て要請した総件数です。  
年度をまたいでしまうケースもあるため、年度内の件数となります。

○小泉委員

もう1点が、感覚的なところで教えていただけたらと思いますが、受任調整会議の1回あたりの会議時間はどのくらいでしょうか。

○平塚主任相談支援員

本当に時間はそれぞれ異なっていて、5分や10分程度の短時間で終わる場合もあれば、委員の方から意見がある場合や、こちらから確認事項がある場合は、1件当たり20分程度かかることもあります。

○小泉委員

ありがとうございます。

○林会長

他にご質問がなければ、ウ「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針について」、報告をお願いします。

○川合高齢福祉係長

それでは、資料7頁をご覧ください。当運営方針は、令和4年3月に策定した「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」に基づき、中核機関の効果的で円滑な運営のために策定しているものとなります。

運営方針については、昨年同様、令和6年度の方針も変更はございません。

中核機関になったことに伴い、受任調整や成年後見人等の支援、地域連携ネットワークの構築や、家庭裁判所との連携など、機能を強化しております。

中核機関設置後3年目を迎える令和6年度においても、引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。以上です。

## ○林会長

ありがとうございます。本件について何かございますか。

(質疑なし)

これで報告事項は終了し、続いて協議事項に入っていきたいと思います。

(2)協議事項「令和6年度中核機関(江別市成年後見支援センター)運営業務等事業計画書(案)について」、説明をお願いします。

## ○川口センター次長

資料11頁をご覧ください。「令和6年度中核機関運営業務等事業計画書(案)」の内容をご説明いたします。

初めに、中核機関運営業務について、項目1「業務に対する基本的考え」は、社協は平成29年に江別市成年後見支援センターの運営を、江別市から受託し、成年後見制度並びに権利擁護に関する相談支援業務を行っています。

また、市民後見人の養成及び法人後見業務にも取り組んでまいりました。令和4年度からは、江別市が設置する中核機関として、専門職団体・関係機関等との連携を図りながら、これまで後見実施機関が担ってきた機能を拡充し、利用促進に向けて効率的に事業を進めてまいります。

次に、項目2「実施内容」では、(1)「相談対応及び利用支援」は、制度全般に関する相談への対応や、申立書及び手続書類の作成に関する助言等の利用支援を行います。

また、各種相談支援機関及び専門職等との綿密な連携及び情報共有を図ります。

(2)「成年後見制度市長申立ての支援」では、手続きの準備段階から市と連携し、円滑な市長申立てができるよう支援を行います。

(3)「市民後見人の活動に対する相談支援及び業務管理」では、市民後見人が公正かつ適正、並びに安心して後見人活動に励むことができるよう、定期的な面談や随時相談支援を行い、個人受任しているケースでは、必要なフォローを行うとともに、4か月ごとに業務内容確認を行うなど、適切な業務管理を行います。

12頁をご覧ください。(4)「市民後見人候補者の登録・管理」では、市民後見人登録者名簿を作成・管理し、登録者の継続について意向確認を行います。

(5)「受任調整会議の運営」では、利用支援を行う案件において、受任候補者が決定していない場合に、成年後見人等の受任調整を行うための、受任調整会議を運営します。

(6)「成年後見人等の推薦」では、受任調整会議の結果を受けて、家庭裁判所に候補者の推薦を行い、家庭裁判所における成年後見人等選任のための検討資料として、必要な支援対象者情報を家庭裁判所に提出します。

(7)「成年後見人等の貢献活動に対する相談支援」では、親族後見人をはじめとした成年後見人等が、安心・適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口の周知や相談会を開催し、相談しやすい環境整備に取り組むとともに、成年後見人等や後見人等を支援する身近な支援チーム結成の支援調整を行います。

また、不適切な後見事務が確認された場合には、家庭裁判所等と連携し、迅速に対応していきたいと考えておりますが、この不適切事案の対応につきましては、昨年度のこの協議会においてご質問いただいていたところでもありますので、後程江別市から補足説明をさせていただきます。

(8)「地域連携ネットワークの構築及び活用」では、地域連携ネットワーク協議会の開催や、チームへの支援等を通じて、関係機関や専門職、地域の関係者、家庭裁判所と連携し、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

また、当該ネットワークを活用して権利擁護支援が必要な人の発見、早期対応できる支援体制の構築に取り組みます。

(9)「家庭裁判所との連携体制及び信頼関係の構築」では、成年後見制度の運用を担う家庭裁判所との連携が不可欠であることから、綿密な連携体制と信頼関係の構築を図ります。

(10)「法人後見業務における後見支援員の活用」では、江別社協が後見人等に選任された場合は、市民後見人候補者のうち、社協の法人後見支援員に登録されている方に、事務の一部を執行させ、円滑な後見業務を行います。

(11)「日常生活自立支援事業との連携」では、社協が実施する当該事業利用者が、成年後見制度への移行の必要が生じた場合に、連携を図り切れ目のない支援を行います。

13頁をご覧ください。(12)「その他」では、中核機関の運営その他委託業務の執行に関し、必要な事項が発生した場合は、江別市と協議の上、適切に対応することとします。

項目3「スケジュール」については、資料16頁に年間スケジュールを記載しておりますので、後程ご参照いただければと思います。

13頁に戻ります。項目4「実施体制」について、主任相談支援員1名、相談支援員2名の計3名体制で業務を実施いたします。

相談支援員のうち、2名が社会福祉士、1名が社会福祉主事の資格を有しています。

次に14頁をご覧ください。「市民後見人フォローアップ研修開催運営業務」について、業務に対する基本的な考えは、現在登録している市民後見人候補者に対し、必要な知識や姿勢を学ぶ機会を提供し、資質向上及び意欲の維持を図るため、市民後見人フォローアップ研修を開催いたします。

項目2「実施内容」の(1)「市民後見人の育成」では、研修を年2回開催することとし、本年度1回目の研修は、6月13日に開催し、市民後見人登録者24人が参加したところであります。

研修内容は、精神保健福祉士・社会福祉士でカウンセラーの成田智大さんを講師に招き、精神保健福祉の理解と相談に関する講義とカウンセリングのロールプレイを実施しました。

第2回目の研修は、12月頃に外部講師を招いての講義を予定しています。

(2)「市民後見人意向確認」では、市民後見人候補者登録の継続について意向確認を行います。

(3)「その他」は記載のとおりです。

次に15頁をご覧ください。「成年後見制度普及啓発業務」について、項目1「業務に関する基本的な考え」は、成年後見制度が市民にとって身近な制度として利用できるよう、成年後見支援センターをはじめとする相談支援窓口等の認知度の向上を図るため、普及啓発業務を行います。

項目2「実施内容」(1)「普及啓発活動」の①では、チラシを作成し、出前講座や行事等の際に配布すること、②では広報誌やホームページといった媒体を活用してセンターの業務内容などを広報します。

(2)「市民向け講演会の開催」については、今年度11月16日(土)に開催を予定しています。

講演内容は、元裁判所首席書記官並びに不幸予防士で、新潟県を拠点に活動している洪井保之さんを講師にお招きし、同じく新潟県を拠点に活動しているお笑い芸人のオダニハジメさんとのかけ合いによる成年後見制度の様々なことを、楽しく解説していただく内容での講演を予定しています。

(3)「関係機関との研修」、(4)「出前講座の実施」では、関係機関等を対象とした研修の実施や、関係団体等の依頼により出前講座を実施いたします。

(5)「その他」は資料のとおりです。雑駁ですが、令和6年度中核機関運営業務等事業計画書(案)の説明は以上でございます。

## ○林会長

ありがとうございます。それでは補足説明をお願いします。

## ○川合高齢福祉係長

では補足説明として、(7)「成年後見人等の貢献活動に対する相談支援」についてご説明いたします。令和5年7月に開催した本協議会で、小泉委員から、不正や不適切な後見事務が確認された場合、家裁との連携について、情報提供を含め、具体的にどのような対応をするのかと

という質問いただきました。

本件に関して、家裁担当者やフォローアップ研修の講師に助言いただいた内容を、皆様にご報告させていただきます。

まず、家裁担当者を確認したところ、中核機関や自治体から不正事例の相談を受けた場合、連携のマニュアルやスキームのようなものはないが、不正を発見した場合の対応スキームは整っているとのことでした。

家裁が不正を発見した場合、必要に応じて解任や告発、口座の調査、聞き取りなどを行うこととなりますが、事例によっては早急に対応が必要な場合もあるため、まずは証拠を発見した場合、速やかに家裁に連絡して欲しいとのことでした。

ただ、家裁に情報提供した結果、どのような対応をしたかなど、詳細を報告できるかどうかはわからないと回答いただいております。

また、個人情報の取り扱いについて、国の計画や促進法においても、自治体や中核機関との連携について、必要な措置を講ずるとされていることから、情報提供に協力して欲しいとのことでした。

また、フォローアップ研修の講師に助言を求めたところ、不正案件の具体的な事例として、主に親族後見人による金銭搾取だと推測されるため、証拠を見つけた場合は、すぐに家裁に連絡した方がよいのではないかと、との助言をいただきました。

もし、報告が遅れてしまった場合、家裁から報告しなかった理由について問い合わせがあるのではないかと、という助言もいただきました。

このことから、担当課として現時点での対応方法を検討した結果、市として対象事例がどの程度緊急性があるのか、悪質性があるかなど、詳細を判断できかねることから、まずは匿名で、家裁に事例を伝え、どのように対応すればよいか相談し、判断を仰ぎたいと考えています。

その上で、警察に連絡が必要な場合や、本人の権利が著しく侵害される、侵害される可能性が高い場合については、個人情報の提供を行うことを検討する方針です。

本来であれば、家裁から法令に基づいた照会をかけてもらいたいところですが、現時点では該当法令を調べできていません。

いくつか関連する法律として、まず個人情報の提供については、「個人情報保護に関する法律」第18条で、個人情報の提供に関して、本人の同意を得ない場合の利用目的の制限を定めています。この制限の適用がない場合として、同条4号に「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」と規定されています。

また、民法846条に「後見人の解任」規定がありますので、この条文が家裁からの照会における根拠法令になるかどうかはわかりませんが、キーポイントになるのでは、と考えています。

また、個人情報の提供に関して、不正を疑われた後見人から、仮に市に対して訴えがあった場合に、所管課としては、告発の相当性があつたとして、まずは市の顧問弁護士に相談する流れを考えています。

令和5年度の事業計画では、不正の未然防止や早期発見を図るため、という言葉に記載していたところですが、まず中核機関として、明らかな不正を発見するということが、ほぼ想定されないのでは、と考えています。想定される事例としては、後見人から相談を受ける中で、後見人自身が気づいていない、不適切な事務を見つけてしまうことはあるかもしれないため、「不正」という強い言葉は削除し、「不適切な後見事務」という表記にしました。

説明が長くなってしまいましたが、以上のように、現時点では考えております。

今後、市法務担当とも協議の上で対応を検討したいと考えていますが、皆様からのご意見や、法律家のお立場から小泉先生のご助言もいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

## ○林会長

ありがとうございます。それでは小泉委員から何かございましたでしょうか。

## ○小泉委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。

私が最初疑問に思ったことは、中核機関にそうした相談が、例えば、誰々の後見人の誰々が不正業務をやっています、という話があった際に、それを家裁に名前を含めて提供した場合、おそらく個人情報の問題になってくると思います。原則、本人同意が必要であり、例外規定にあたる場合には、それが個人情報保護法から外れるか、問題がなくなるという理解になってくるのではと思っていました。そのため、どのレベルの事案で、どのレベルの範囲の情報を家裁に提供するかによって、個人情報保護法との関係で、規制がかかるかどうかということは、変わってくるのではと思っています。

おそらく、私が知っている限りで言うと、現在、最高裁と厚労省においてその辺の具体的なルールを決めてはいないので、各自治体・各中核機関において、どういう対応をされるか、という検討になるかと思っています。

そのため、江別市さんの方で、例えばこういうケースで、こういう対応をすると決まっていらっしゃるのであれば、江別市さんの法務担当とのルールとして、問題ないと思いますので、そういうところの検討と、今後具体的な事例が出てきた際に、どこまで家裁に報告するのかは、今後の検討になってくるのではと考えているところです。

## ○川合高齢福祉係長

まずは、ご助言いただきありがとうございます。

現時点で、センターとも打ち合わせを重ねていますが、該当事例がなく、小泉委員がおっしゃった具体的な事例が発生した場合、どのように対応するか、想定をしかねている状況です。

## ○星野介護保険課長

私から補足説明いたします。小泉委員がご懸念されている部分として、どの程度の疑いがあるのか、どの程度の事例で、というところがあるかと思っています。まだ検討段階ではありますが、例えば、刑法の犯罪の構成要件に該当するような事例を、どの程度見つけたかというところを検討する必要があるかと思っています。そういったことも、これから煮詰めていきたいと考えておりますので、適切な対応に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

## ○林会長

どうもありがとうございました。全体を通して、委員の方々から何かございますか。

## ○森田委員

事業計画（案）について、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、12頁の(10)「法人後見業務における後見支援員の活用」について、これは社協の自主事業としている任意後見も、後見支援員の活用に含まれていますか。

個人的に契約を結び、任意後見の支援員として活躍するということについては、特段良いとは思いますが、自主事業との兼ね合いで、どうなのかなと多少感じています。

それから、14頁の項目2「実施内容」の「その他」について、過去にも私から市民後見人の育成と活用について何回かお話をさせていただいたところですが、以前会長から市民後見人の活躍の場をどう作るかによって、モチベーションの維持に繋がるのではないかと、というお話もされていました。このことから、市民後見人の活躍やモチベーションの維持について、何か具体的なアイデアをもう少し考えていただけないかというところです。

また、15頁「成年後見制度普及啓発業務」について、後程お話があるかもしれませんが、前

期計画と比較して、制度の普及は、ほぼ横ばいで推移しているという報告がありましたので、もう少しパンフレットをわかりやすいものにするなど、何か改善して市民の方に向けたものにしてはどうかと。

それから、市民後見人候補者による出前講座の普及や、そういうところも含めて、もう少し成年後見制度の普及について、具体的なものがあれば、というお願いとしてお話をさせていただきました。

#### ○林会長

ありがとうございました。この3点についていかがですか。

#### ○川口センター次長

それでは、1点目の任意後見との関係について、後見支援員の業務に任意後見も含んでいます。自主事業の観点から、というお話がありましたが、自主事業という点では、法定後見の法人後見も、自主事業という位置付けで行っていますので、任意後見においても、同様の位置付けで、後見支援員の方にご協力いただいています。もちろん、ご協力いただく方には、事前に法人後見の登録に希望するかどうかを確認して、希望する方のみご協力をいただいています。

#### ○林会長

任意後見も法人後見の一部と、とらえていますので、基本的には、社協の業務になります。だから、この項目に入ることが適当かどうかというところではありますが、中核機関として関わるかどうかという話であって、本来は、法人後見も任意後見も社協の独自業務となります。受任調整をし、その受任先となります。だから、(10)はそういう意味ではやや微妙な位置付けになってくるということは確かですが、任意後見に後見支援員が関わることについて、問題は市民後見人の養成や活用を、市の事業として委託しているのであれば、その市民後見人が社協の独自事業の任意後見に関わるのが良いかどうかは、市の判断になると思います。

#### ○森田委員

そうであれば、任意後見の支援員は、その任意後見契約の中で、社協がお支払いして報酬を得ることですか。

#### ○川口センター次長

こちらも法定後見と同じで、まず報酬を受け取るのは社協です。その中から、後見支援員と業務委託契約している金額を、お支払いすることになります。

#### ○林会長

よろしいでしょうか。逆に言うと、この(10)はなくてもいいのかもしれませんが、また、「当法人」というところも、社会福祉協議会と入ることになるかと。法人後見業務自体は、社協の判断で行うもので、受任調整は、受任調整会議で決めて、社協になれば、社協があとは全て行う、という関係になると思いますので、いらないのかもしれませんが。

#### ○佐藤センター長

今会長からおっしゃっていただいたように、削除するというのも可能だと思いますが、後見支援員あるいは市民後見人の育成自体が、中核機関の役割としてあるものですから、そういった方々の活動の場というの、表裏一体の場という考え方もあると思います。そういった観点から、我々としては、記載させていただきたいという面はあります。ただ、ご意見として、やはりこの辺を分けて、削ったほうが良いということであれば、それもやぶさかではありませんが、我々としては、市民後見人の活躍の場や、そういった考え方が背景にあるということ、

ご理解いただければと思います。

#### ○川口センター次長

3点ご質問あったので、引き続き2つ目の説明をしてもよろしいでしょうか。

14頁「その他」について、市民後見人候補者の活躍に関するご質問いただきました。現在、市民後見人候補者として35人が登録されていますが、その中で活動されていない方は、6人となります。大半の方は、すでに後見業務や社協の日常生活自立支援事業の生活支援員として活動していただいています。

また、確か森田委員からだと思いますが、以前交流会のようなものをしてはどうかというご提案があったかと思います。実は、その後個別に候補者の方にご提案しましたが、多くの方が忙しいので、なかなか参加できる時間がない、という回答でした。そのため、そういった企画については計画には含んでなかったという経過がございます。

次に3点目、15頁の普及啓発について、森田委員にご意見いただいたとおり、確かにチラシ等は、従来のもので変更せずに使っています。

ただ、その中でも社協の広報誌には、年に数度市民後見人さんのキャラクターを紹介し、活動紹介のような記事を掲載するなど、市民への啓発を進めているところでございます。

今後、新しい手法についても色々検討させていただきながら、普及啓発を進めていきたいと思っております。

#### ○林会長

どうもありがとうございます。

それでは、先程の(10)については、後程見直すことにしてください。社協さんのお話もよくわかります。ただ、当法人というより社会福祉協議会と言った方が、公的な意味が出てくると思います。他の社会福祉法人が、また法人後見業務を始めた場合は、色々考える必要があると思いますが、その辺は市と調整してください。

皆さん、全体的にいかがですか。承認ということによろしいですか。

(異議なし)

#### ○白石委員

地域包括支援センターでは、高齢者の方と出会う機会が多いので、普及啓発業務については、私達も後見制度の普及のお手伝いもできるのかなと思いながら聞いておりました。今回初めて、出前講座の実施をされているということ、資料を見て知りました。どのような機関や団体さんからの依頼が多いのでしょうか。

また、どちらかという機関が多くて、もっと住民の方や団体さんにお知らせしたいということがあったら、周知のチラシも配布できるかと思いましたがお聞きできればと思います。

#### ○平塚主任相談支援員

民生委員さんや障がい者施設など、そういった所が多いです。最近だと葬儀会社からも、出前講座の依頼があって、社員向けに実施しました。そこで、センターのチラシも依頼がありましたので、5,000部配りました。

#### ○白石委員

私達も、センターさんのされていることを周知するお手伝いができるかなと思いました。

#### ○平塚主任相談支援員

ありがとうございます。

### ○林会長

出前講座は、特に条件のようなものはなく、各機関が希望すれば実施してもらえますか。

### ○平塚主任相談支援員

依頼があれば、どこでも伺いたいと思っています。

### ○林会長

ぜひ活用してください。

それではこの計画については、了承ということで進んでいきたいと思います。

最後の協議事項、イ「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」、資料5の説明をお願いします。

### ○川合高齢福祉係長

皆様17頁をご覧ください。「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について」ご説明いたします。

項目1「計画策定の背景」について、皆様ご存じかと思いますが、改めてお伝えいたします。成年後見制度を必要とする認知症高齢者等が増加しておりますが、制度が十分に知られていない、利用されていないことから、国では、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」）が施行され、平成29年3月に第1期、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国計画」）を策定しております。

こちらの促進法及び第1期国計画に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策の推進及び計画の策定、中核機関の設置等が、市町村の努力義務となっております。

当市におきましては、令和3年8月に「江別市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本計画」）を策定し、令和4年3月に江別市成年後見支援センターを中核機関に位置付けております。

項目2「計画の根拠」については、促進法の第14条第1項に基づいています。

項目3「策定の方針」について、本計画は前回協議会でもご説明しましたとおり、関連性の高い地域福祉計画と一体的に取り組むことが望ましいことから、今年度策定いたします「第5期江別市地域福祉計画」に、「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、策定することとします。

また、江別市未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞が令和6年度から令和15年度までの10年間の計画となっており、こちらの福祉保健医療分野の基本目標である「みんなが支え合う、いつまでも元気に暮らせるまち」に基づき、本計画を策定するとともに、第1期本計画の基本理念である「すべての人の尊厳と意思が尊重され 住み慣れた地域で 安心して生き生きと暮らせるまち」を継承し、さらなる支援の充実を目指してまいります。

次に、項目4「計画の期間」について、令和7年度から令和15年度までの9年間とします。

前回の協議会では、「第4期地域福祉計画」を踏襲することから、令和7年度から令和11年度までの期間とお伝えしていましたが、改めて検討を重ねた結果、当市総合計画の期間と整合性を図るために、令和15年度を最終年度としております。

次に、項目5「計画の策定体制」については、本協議会で方針や内容を協議し、社会福祉審議会の地域福祉計画策定部会に提案することとします。

こちらは、第4期地域福祉計画までは、策定委員会という形をとっておりましたが、第5期は、上位計画として概念的なものになることから、社会福祉審議会の中に策定部会を設けて、地域福祉計画策定の協議を進めることになっていきます。

まずはこの17頁までご説明させていただきました。何かご質問やご意見等ございましたでしょうか。

○林会長

今の説明について、委員の方からいかがでしょうか。

○森田委員

今係長からご説明ありましたが、前回地域福祉計画は令和7年度から令和11年度まででしたが、今度は総合計画と合わせて、令和15年までの9年間という長い計画になりますが、国の第2期成年後見制度利用促進計画は、令和8年度までとなっています。

令和9年度以降、また国から第3期があるのかどうかはわかりませんが、今後9年間、途中で計画の点検・評価が入るのかどうか。それとも、9年間ずっとこの基本計画で協議していくことになるのか。期間が長いので、これから策定する上で、その辺も含めた協議を今後検討していかなければならないのか、現段階でわかる範囲でお聞かせいただければと思います。

○四條健康福祉部次長

それでは、地域福祉計画に絡むところでございますので、そちらの担当は健康福祉部管理課となっているものですから、本日出席していないため、私から説明をさせていただきます。

まず、考え方について、地域福祉計画を今回9年間の計画とすることは、先程少し触れましたが、基本的に総合計画の期間とその下にある個別計画の期間を一致させることが望ましいと考えています。

どうしても、法定で3年間の見直しをしなければいけない計画もありますが、当該地域福祉計画は期間の定めがございませんので、総合計画の終期に合わせて、新たな総合計画がまた策定される段階で、地域福祉計画を、新たなものを策定するというスケジュールで9年間と今回設定をいたしました。

9年間に設定したからといって、これがそのままずっと続くかということ、決してそのような考え方を持っているわけではございません。9年という長いスパンになり、将来的なことは今の時点で見通せるものではありませんが、国の動向や社会情勢の変化、法律の改正等、様々な事案が発生するかと思います。

それらに対応するために、国からどのような形での通知があるのかも見極めながら、必要に応じて、改正や修正、見直しを検討していくことは、当然想定をしながら進めていくものでございます。

なお、当該計画につきまして地域福祉計画に関する進捗の管理や、そこに包含される成年後見制度利用促進基本計画の進捗の管理、こういったものも、これまで同様行っていくこととなりますということを申し上げます。

○林会長

ありがとうございます。今の説明を聞いていかがですか。

○森田委員

点検や評価はどちらで行いますか。

○四條健康福祉部次長

社会福祉審議会は、毎年行われており、その中で特に地域福祉計画の進捗状況などは、庁内に広くまたがる計画でございますので、そこから進捗状況の報告などを集めた上で、社会福祉審議会に報告します。そういった形で毎年度サイクルを行っております。併せて、この地域福祉計画に含まれる計画も同様に行っていくとともに、こちらの協議会の中においても、当然報告しながら点検していただくような形になっていくことは、これまでと変わらないものと考えております。

## ○林会長

よろしいですか。それでは、事務局から説明を続けてください。

## ○川合高齢福祉係長

では、引き続き項目6「策定スケジュール（案）」についてご説明いたします。

まずは、お手元の資料20頁をご覧ください。このスケジュールの構成は、左側が本協議会、中央が地域福祉計画の審議会及び策定部会、右側は市議会の流れを掲載しています。

中央の社会福祉審議会は、先般6月6日に第1回目が開催されています。この中で、策定部会の設置や計画期間、総合計画と整合性をとる旨を、委員の皆さんにお伝えしたところです。

地域福祉計画の審議会後のタイミングで、本日の協議会日程も調整させていただきました。

この後項目7で皆さんにご覧いただくアンケート案について、策定部会が7月上旬に審議される予定となっていることから、その前に本日皆様に協議していただく予定です。

策定部会において、地域福祉計画の骨子案を具体的に検討するのが8月以降となっており、素案の検討が9月、素案の確定が10月と、タイトなスケジュールになっています。このことから、8月に本協議会を開催させていただき、本日協議をした構成を踏まえて、成年後見の計画の骨子案や内容など具体的な協議をさせていただきたいと考えております。

委員の皆さんには大変ご多忙な中、お手数おかけいたしますがご協力をお願いいたします。

では資料18頁に戻ります。第1期基本計画の評価について、ご説明いたします。

先程森田委員からもお話があったかと思いますが、表にもあるとおり、第1期計画の評価として3つ項目を設定しておりました。

この中で、上の「中核機関の設置」はすでに達成済となっており、一番下の「地域連携ネットワークを活用した支援体制の整備」も、地域連携ネットワーク協議会を令和4年度から設置しているところです。

中央の「成年後見制度の市民の認知度」について、今後高齢化が進む中で、支援を必要とする方も増えていくことから、第2期も引き続き、制度の周知を積極的に進めて、皆さんに制度を認知していただく必要があると考えております。

具体的な数値について、第1期計画では、高齢者総合計画と障がい者福祉計画策定時のアンケート結果によって、29.3%という数値が出ておりましたが、今回、令和5年1月に実施した高齢者総合計画のアンケートによると、30.4%とほぼ横ばいの数値となっています。

なお、記載のとおり、障がい者福祉計画のアンケートは、次期計画策定が令和7年に実施予定であることから、令和2年実施時の数値を参考値として、採用しています。

先程森田委員からもお話がありましたとおり、認知度がほぼ横ばいであるということ、高齢者や障がいのある方以外にも、成年後見制度の認知状況について、確認させていただきたいと考え、次期地域福祉計画のアンケート（案）に、制度の認知度に関する項目を作成しました。

引き続き、アンケート設問（案）をご覧ください。今回こちらの設問を作るにあたり、先行して策定部会で原案を委員の皆さんに確認していただいたところ、委員から「自分は成年後見制度についてあまり知らなかった、国も市も制度を推進していくことを考えているのであれば、制度のPRもできるような設問に変えてみてはどうか」というご意見がありましたので、それを踏まえて、事務局でアンケート設問（案）を考えました。

また、皆さんに資料を送付後、再度事務局で検討したところ、策定部会委員のご意見も踏まえて、制度を周知するのであれば、制度の説明を、より目立つように記載してから、設問を記載してはどうかという案が出たことから、皆様に承認していただけるのであれば、そのように変更させていただきたいです。また、権利擁護支援という言葉の方が、我々としては馴染み深いところですが、「権利を守る」と表記して、より幅広い年齢層の方に優しい日本語表記にしました。

まず、問1は「民法の制度として、成年後見制度があることを、知っていますか。」という設問になります。回答は、「①制度の内容を知っている」「②名前だけ知っている」「③知ら

ない」という3択になっています。

次に、問2では、「問1のように、判断する能力が十分ではない方が、財産（不動産や預貯金など）の管理や、介護・福祉などサービスの利用手続きが難しい場合に、本人の権利を守る制度が必要だと思いますか。」と記載しています。回答が、「①必要だと思う」「②必要だと思わない」「③わからない」という3択です。

そこから、「①必要だと思う」とご回答いただいた方は、問3に進んでいただく仕様となっております。

問3では、問2で「権利を守る制度が必要と回答した方に伺います。江別市には、高齢者や障がいのある方とその家族が、成年後見制度や財産の管理、将来に不安を感じた場合の相談先として、江別社会福祉協議会に「江別市成年後見支援センター」があることを、知っていますか。」と記載しています。

ここでは、判断能力が十分ではない方やそのご家族の方が、様々な支援が必要だと感じたときに、江別には「成年後見支援センター」という相談先があるということ、皆様にご存知の周知を兼ねて、このような設問にさせていただきました。

回答は、「①知っている」「②聞いたことがある」「③知らない」という3択となります。以上ご説明しましたが、何かがご質問やご意見等ございましたでしょうか。

#### ○林会長

このアンケートは、どういう人を対象に、どの程度のサンプルで行うのか教えてください。

#### ○四條健康福祉部次長

こちらは、地域福祉計画策定のアンケートに含めた設問となります。対象は、市民3,000人を無作為に抽出して郵送します。今回は、最近のIT化の流れがございますので、Webでも回答ができる、より簡便な回答方式がとれるような形で行います。

参考までに、前回の第4期地域福祉計画の際は、3,000人無作為抽出で発送し、回答がおよそ51%でした。今送るとそこまではいかないかなというところではございますが、Web回答などもできるような配慮をして、なるべく多くの回答をいただければと考えて、実施するものがございます。

#### ○林会長

ありがとうございます。それでは委員の皆さんから何かご質問等ございますか。

#### ○小泉委員

大変細かい指摘だと認識した上で、大変恐縮ですが、問3の「江別市成年後見支援センターがあることを、知っていますか」という問いには、おそらくイエスカノーの問いだと思います。「聞いたことがある」は、「知っている」とイコールなのかなと思います。修正等を含めては、お任せしますので、そういう意見があったということをしつけ加えさせていただきました。

#### ○川合高齢福祉係長

ありがとうございます。ご指摘のとおりかと思えます。当初、「①知っている」「②名前だけ知っている」「③知らない」という回答を作成したのですが、①と②はあまり変わらないと思ひ、少しでも聞いたことある、そういえばこういう所があったなど、お困りの際に思い出してほしいという気持ちも込めて、「②聞いたことがある」という回答にしました。

この選択肢については、他のアンケートとのバランスなども考えながら、事務局で再度検討させていただければと思ひます。

○林会長

他の委員の方はいかがですか。

○鹿島委員

私も意見なのですが、問2「必要だと思わない」理由が知りたいなと思いました。チェック方式なので、どこか選択肢を選んでもらうことにはなるかとは思っていますが、何か進んでいかない理由が、この必要だと思わない人たちが一定数いるからなのかと、個人的には思いました。

○川合高齢福祉係長

アンケート全体として、かなり質問項目があるので、なるべく設問の回答はシンプルな作りを意識していました。

○四條健康福祉部次長

おそらくですが、この質問で、必要だと思わない人は、ほぼいないと思います。少数はいると思いますが、その方のために自由記載欄を設けるかとなりますと、地域福祉計画のアンケート全体として、結構ボリュームのあるものになっておりまして、その中の一部ということもあるので、ただ今のご意見は、貴重なご意見として受けとめさせていただいた中で、アンケート全体でバランスは考えさせていただければと思います。

○鹿島委員

わかりました、ありがとうございます。

○林会長

確かに、全体的にボリュームが多くなるかと。必要だと思う人が99%以上いて、0.1%が必要だと思わない方がいてもいいと思います。それなのに、なぜ皆さんが成年後見支援センターを知らないのかという理屈になってくると思います。「わからない」が増えるかもしれません。ただ、前回50%を超える回収率はすごいと思います。

○四條健康福祉部次長

最近、市がアンケートを送ると、やはり傾向的に下がっています。ただ、それをカバーするように、Web回答を設けていますが、本当に50%は高いと思います。何とか今回も50%が維持できればという期待はしています。

○林会長

それではこの設問項目の修正は、事務局に任せるということでよろしいですか。

○四條健康福祉部次長

先程川合からも説明がありましたが、地域福祉計画の策定部会を6日に開催した時に、委員からのご意見の中で、問1の制度説明欄を、もっと上の方に、成年後見制度とはこういうものだという周知の意味を込めた説明を冒頭に加えて、問いに入るような構成にすることを、協議会の資料送付後に、話し合っていました。その点、皆さんも同意されたということの確認だけ、とらせていただければと思います。

○林会長

それは問題ないかと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

それでは、そういうことでお願いします。

次の項目を説明願います。

## ○川合高齢福祉係長

引き続き19頁、項目7「構成案」をご覧ください。こちらは、第1期と第2期を比較して、ご覧いただく表となっています。

第1期については、促進法や国の計画策定に伴い、市町村計画において、中核機関の設置や、地域連携ネットワークの構築など、まずは権利擁護支援の仕組みづくりをしよう、ということを目ざして行っていました。

第1期計画時に示された手引きによると、市町村計画に盛り込むことが望ましい事項として、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築、中核機関の広報や利用促進機能、相談機能、後見人支援機能となっていました。

第2期計画については、国の計画にもあるとおり、まず本人を中心とすることを、権利擁護支援の基盤として、この権利擁護支援の中核となるのが、地域連携ネットワークであり、それを推進していきましょう、そのために中核機関の各機能を充実させていきましょう、ということを目ざして、構成案を作成しました。

実は、皆様への資料送付後に、第2期の「本人を中心とする権利擁護支援」「権利擁護支援の中核として地域連携ネットワークの推進」という日本語に違和感があることに気づきまして、ここを「本人を中心とした権利擁護支援」「権利擁護支援の中核となる地域連携ネットワークの推進」と、文言修正させていただきたいです。よろしくお願いいたします。

第2期計画の項目「権利擁護支援の中核となる地域連携ネットワークの推進」について、第1期から謳っているように、必要な支援が必要な方に、早期発見・早期支援することを目指していくということはもちろんですが、成年後見制度を利用する前後で、関係機関がチームとして、必要な方を支援していけるように、ネットワークを活用して、本人が必要な支援につなげていきたいと考えています。

また、社会福祉協議会で行う日常生活自立支援事業を含めて、各福祉制度や事業との連携を引き続き推進していきたいと考えています。

次に、広報機能の利用促進機能の充実について、成年後見制度の利用促進のために、引き続き地域全体に広く積極的に周知を啓発していくとともに、関係機関に対しても、権利擁護支援の理解や成年後見制度の理解促進を図っていきたいと考えています。

また、先程白石委員からご協力のお話がありましたように、今後ますます関係機関の皆さんの力が大事になってくると考えています。権利擁護に係る相談が、高齢者や障がいのある方から寄せられた際には、地域連携ネットワーク協議会を活用するとともに、今後もこうしたネットワークを充実させていきたいと考えています。

次に、相談機能の充実について、成年後見支援センターが中核機関として、権利擁護支援の総合相談を行うとともに、法定後見や近年相談が増えている任意後見についても、相談支援という形で続けていきたいと考えております。

本協議会委員には、地域包括支援センターさんや障がい者支援センターさんが入っていただいております。今後も、各相談機関同士の連携も推進していきたいと考えています。

次に、後見人支援機能チーム支援の推進について、中核機関設置以降、親族後見人等への支援も行っているところですが、こうした後見人の相談支援をすることで、後見人を孤立させず、後見人が本人のためを思って行ってしまったことや書類の出し忘れなど、知識や経験不足による不適切な後見事務がないように、サポートしていきたいと考えています。

また、地域が地域を支えるために、地域社会を支える市民後見人の後見事務を引き続き丁寧にサポートし、研修などを通して権利擁護の理解を深めていきたいと考えています。

もちろん制度の促進もしていきますが、権利擁護支援の理解を、まず後見人に深めてもらい、被後見人への丁寧な相談や支援ができるようになってもらいたいと考えています。

次に、成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進について、第1期計画に引き続き、市

の要綱に基づき、生活困窮者への申立て費用や後見人の報酬助成事業を実施してまいります。  
そして、成年後見支援センターや家裁等と連携をして、市長申立てを円滑に迅速に行います。  
また、本人を中心とした権利擁護支援の方針に基づき、受任調整を行い、支援のチーム体制を作っていきたいと考えています。

○林会長

各委員の方々から、ご意見等をお伺いしたいと思いますがいかがですか。

○森田委員

構成の中に、先程会議の中で出ていた「不正防止機能」ということも、意見としてまとめられ項目の中に入る検討をされるかどうか伺いたいです。

○川合高齢福祉係長

構成イメージとしては、中核機関には、主に相談機能と広報機能利用促進機能があると思っています。後見人支援機能は、後見人を支援していくという趣旨で載せていたところですが、今森田委員がおっしゃっていたことが、記載できるかどうかは、今私からの回答することはできかねますが、国計画内容も不正を追及するものではなく、不正が起きる前の段階で、不正を防いでいくという趣旨で記載されていることから、その趣旨を市計画にも載せていければと思っていますが、いかがですか。

○林会長

先程の議論もそうですが、「不正防止」というものが中核機関においてはすごく曖昧だと思っています。だから、中核機関の業務として記載するかどうかは若干私も疑問には思います。またそれを中核機関に課すと、どこまでやらなければならないのかが、ある程度スキームがないと、文章に書くのはいいですが、現場は困るだろうと思います。そういう事例は、あまりないと思いますが、そういう事例を積み重ねていく中で、少しずつ変えていくしかないのかなというふうには思っています。

初めから「不正防止」とすると、何となく後見人が不正するというような、イメージもあるのでどうなのかなとは思っていました。

○四條健康福祉部次長

こちらは計画ですので、端的に申し上げますと、不正を防ぎましょうという計画が、例えば犯罪防止計画というものであれば、そういう書き方になるのかもしれませんが、これは地域福祉計画で、地域でどのように福祉を向上させていくのかというテーマになります。

その中に、不正があったらこうするという謳うということは、私はなじまないと考えています。それは個別にセンターの事業計画であったり、市の押さえであったり、不正があったときにはこういうスキームで行うということは、当然押さえおかなければいけません、この地域福祉計画というものに、それを明示すること自体は馴染まないのではないかと、捉えているところです。

○林会長

そういう計画の性質みたいこともあると思いますので、この辺はこの表現でいいのかなと思います。

また、広報機能・利用促進機能について、関係機関だけではなく、例えば調剤薬局や金融機関なども、みな困っているわけです。

高齢者が来客した際に、薬を10種類も出されていると薬剤師から説明しても、本当に理解してもらえたのかわからないかと思っています。

そういうところに、例えばこういう情報が入っていて、こういう制度があるということ、もう少し広く啓発するようなニュアンスにすると、地域福祉計画に馴染むのかなと思います。

また、地域福祉の関連で言うと、例えば街角相談室のようなものが薬局にあって、相談員の方がいる街もあります。薬剤師の方に福祉のことも知ってもらって、何か困ったことがあればそこへ行く、というように結構身近に相談場所があることもあります。

この利用促進については、今までとは違う、一般の街角の中でどのように広めていくかという視点も必要かなとは思っています。

#### ○川合高齢福祉係長

ありがとうございます、大変参考になりました。センターとも相談しながら、周知啓発や利用促進について、地域が地域を支えていくような、医療・介護関係に限らない、広い視野で検討していければと思います。

#### ○林会長

私も、様々な場所で様々な話を見聞きします。自分が考えていた地域福祉は、ちょっとずつ違うのだなと思いつつ、認識を新たにしている最中で、そういう視点を変えても面白いかなと思っています。

#### ○四條健康福祉部次長

地域福祉計画の社会福祉協議会における策定部会と、当協議会の関係について若干触れさせていたideきたいと思います。

先程もお話しましたとおり、6月6日に第1回社会福祉審議会が行われまして、そちらの委員の中の何名かの方に、策定部会に就任いただき組織しました。

そこには、当協議会の委員を兼ねている方がいらっしゃるという事情もありましたので、部会の中で、臨時委員の設置についてお諮りをし、後見支援センターの佐藤センター長が臨時委員に就任いただくということで、ご了承いただいております。

そうすると、7月5日に第2回策定部会を予定しており、そこから佐藤センター長には臨時委員として参加をしていただいて、当然我々も事務局としておりますが、その議論の中で、当協議会で話し合われた内容を、佐藤臨時委員から提案していただき、修正を伺っていただき、それをまた今度こちらの方に持ち帰ってきて、また協議いただいているというラリーがその中で行われるような形で進んでいくものと、20頁のスケジュールで記載しております。できる限り社会福祉審議会とこちらの協議会が順番に行われるようなスケジュールを組んで進めていくことを想定しております。

もう1点、第5期地域福祉計画につきまして、機能を内部で協議しまして、粗々の施策体系というものを考えております。基本的には、第4期の江別市地域福祉計画の内容からどこを修正するかというようなところで考えているわけですが、第4期地域福祉計画の中では、権利擁護の体制整備という項目で盛り込まれており、成年後見支援センターを中核機関にすることなどが謳われておりました。

その中で、中核機関の設置などもう完了したのものもありますので、それをまた見直していく中で、現時点では体制整備ということは終わったので、権利擁護の取り組みの推進というようなタイトルが案として上がっているところでございます。これは、まだまだ修正可能なところもありますが、具体的な内容を詰めていく中で、この辺を整理していくような形になるかと思っております。

今回は、基本施策の体系の中で言いますと、福祉サービスなどに関わる情報提供の充実の1つとして、権利擁護の体制整備が1つの項目となっていたところですが、次期計画ではこれを抜き出して、必要な支援体制の充実という、基本施策の中でぶら下げてはどうかということが、昨日内部で整理した内容で、まだ情報提供のレベルですが、これをもって次回の地域

福祉計画の策定部会に臨んでいくことになろうかと思えます。

権利擁護の取組の推進の中で、またこちらの協議会と策定部会の中でも揉まなければいけません。権利擁護の取組の推進という中のどういう形で、第2期の基本計画を表現していくか、これは技術的なところも含まれてくるとは思いますが、次は策定部会で諮ることになります。その策定部会での協議の結果を、今度はこちらの協議会に持ってきて、揉んでいただくというような流れで、スケジュール的にはタイトになりますが、進めていかせていただきたいので、ご協力よろしく願いいたします。以上です。

○林会長

ありがとうございました。今の説明について何かございますか。よろしいですか。

それではこの構成案を承認ということで、また8月により具体的なところを議論することです。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、協議事項は全て終了となります。次第6「その他」について、事務局から何かありますか。

○星野介護保険課長

次回の運営協議会の開催は、8月頃を予定しています。協議内容は、第2期計画の骨子案及び素案について予定しております。

近日中に事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○林会長

他に何かお話ししたいことはございますか。よろしいですか。

それでは本日の日程全て終了いたしました。ご苦労さまでした。

以上